

◇「地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止するライニング」◇
に関する留意事項

地下貯蔵タンクの内面の腐食を防止するためのライニング（以下「内面ライニング」といいます。）は、危険物の流出事故を防ぐ有効な方法ですが、施工業者さんと十分な打ち合わせを行い、以下のことについて留意したうえで施工されるようお願いいたします。

タンクが使えなくなる場合があります！？

内面ライニングを施工するときには、事前にタンクの状態を調べます。その結果、**タンクの腐食が著しく進んでいる**などの理由で、消防法令の基準に合わないことがわかった場合は、内面ライニングの施工ができないだけでなく、**タンクの使用もできなくなります**。

お願い：危険物の流出事故を防ぐためにご協力ください。

内面ライニングと併せて、地中に埋設されてから15年以上経過した配管についても、取替えをお願いしております。

タンクに内面ライニングを施工した後は、原則として10年を超えない日までの間にタンクを開放（内容物を全て取り出し）して、異常がないことを点検するようお願いしております。



☆お問合せ先：山形市消防本部 予防課 保安係

〒990-0041

山形市緑町四丁目15番7号

☎：023-634-1195（予防課直通）

e-mail（予防課共用）：

shobo-yobo@city.yamagata-yamagata.lg.jp